

日本NGO連携無償資金協力 完了報告書

1. 基本情報	
(1) 案件名	和文：「ヤンゴン管区における障害者のための就労・就学促進事業」 英文：Promotion of Employment and Schooling for Persons with Disabilities in Yangon
(2) 贈与契約締結日 及び事業期間	・ 贈与契約締結日：2012年1月31日 ・ 事業期間：2012年2月1日～2013年1月31日 ・ 延長事業期間：1ヵ月、2013年2月28日まで
(3) 供与限度額 及び実績（返還額）	・ 供与限度額：53,479,334円 ・ 実績：53,479,334円（返還金：0円）
(4) 団体名・連絡先、事 業担当者名	(イ) 団体名 和文：特定非営利活動法人 難民を助ける会 英文：Association for Aid and Relief, Japan (ロ) 電話：03-5423-4511 (ハ) F A X：03-5423-4450 (二) E-mail：staff@aarjapan.gr.jp (ホ) 事業担当者名：貝澤 麻衣、山本 祐一郎
(5) 事業変更の有無	事業変更の有無：有 (イ) 申請日：2012年4月6日 承認日：2012年4月12日 内容：職業訓練校増改築経費不足に関する経費配分の変更 (ロ) 申請日：2013年1月8日 承認日：2013年1月22日 内容：職業訓練校追加工事に関する事業期間延長と職業訓練校追加工事経費不足に関する経費配分の変更

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	<p>上位目標：職業訓練校の教育環境の改善とコースの強化、地域における就労・就学促進活動を通して、障害者が就労と就学の機会を得て、地域社会の一員として積極的に地域社会づくりに貢献する。</p> <p>職業訓練校の教育環境の改善と、理容美容、洋裁、コンピューターの3つのコースのカリキュラムの強化により、卒業生の就職率が事業開始前の71%から77%に上がった。また、ダラー地区とシュエピター地区において8つの障害当事者自助団体を創設し、うち6つが小規模店舗を開業したことにより、障害者約30名が就労の機会を得た。さらに、障害児への教育支援により、130名の障害児が継続的に普通学校での教育、またはノンフォーマル教育を受ける機会を得た。今後、これら就労や就学の機会を得た障害者が社会の一員として自立し、地域社会づくりを担っていくことが期待される。</p>
(2) 事業内容	<p>(イ) より多様な障害者への職業訓練の提供</p> <p>(a) <u>職業訓練校のバリアフリー化</u></p> <p>訓練生や職員にとって安全で快適な環境を整えるため、職業訓練校敷地内の舗装やスロープの設置、外廊幅の拡大、車椅子対応トイレの増設を含むバリアフリー化工事を実施した。校内の段差が解消され、手すりが設置されたことで身体障害者や車椅子利用者の移動が安全かつ容易になった。またトイレ増設に伴い浄化槽と給水塔を新設したほか、理容美容教室、洋裁教室、女子寮、男子寮、食堂、集会室、図書室、外門、外壁を改築した。さらに、コンピューター教室の増築により、受け入れ訓練生の増員が可能となった。</p> <p>(b) <u>職業訓練コースの強化</u></p> <p>2012年1月から4月の1学期、5月から8月の2学期、9月から12月の3学期を通し、理容美容コースで47名、洋裁コース44名、コンピューターコース18名の計109名が、それぞれ職業技術を習得し卒業した。洋裁コースでは刺繍の授業を取り入れたり、コンピューターコースにおいては新しいアプリケーションの習得を取り入れるなど、市場のニーズに合わせたカリキュラムの改善を行った。また、8月19日～25日までの7日間、理容美容の日本人専門家を派遣し、理容美容コース教員や卒業生を対象に最新の理論を取り入れた技術指導を行った。</p> <p>長期実習を中心とした店舗経営コースでは、11名（理容美容店1名、洋裁店10名）の訓練校卒業生がコースを修了し、将来独立・起業するために必要な上級の職業技術や店舗経営スキルを習得した。その他、寮生活において、朝の講話（全251回）や訓練生同士のワークショップ（全49回）を実施し、訓練生が栄養や健康についての知識、また、リーダーシップ力やコミュニケーション能力など社会生活に必要なスキルを身につけたほか、寺院清掃などの社会福祉活動（全10回）や無料散髪の提供（全147回）を通して地域の人々と交流を深め、地域社会にも貢献した。</p> <p>(ロ) <u>当事者団体の創設とこれら団体による就労促進活動の強化</u></p> <p>計108名の障害者や障害者家族が参加し、ダラー地区で4つ、シ</p>

	<p>シュエピター地区で4つの計8つの障害当事者自助団体（以下、自助団体）を創設した。さらに、これら8つの自助団体の各代表から成る就学・就労委員会（以下、委員会）を、各地区にて1つずつ創設し、これら2つの委員会、及びその傘下の自助団体に対して、以下(a)、(b)、(c)の活動を実施した。</p> <p>(a) <u>ビジネススキル強化研修</u></p> <p>8つの自助団体の108名を対象に、小規模店舗開業を目的として、自助団体創設と育成(2日間)、組織力強化(1日間)、財務管理(1日間)、障害者の機会均等と就労(2日間)について当会職員や外部講師による研修を実施した。(添付書類④参照)</p> <p>(b) <u>障害自助団体による起業支援</u></p> <p>8つの自助団体のうち、職業訓練校卒業生が参加する6つが、それぞれ地域のニーズに応じて、ダラー地区で理容美容店1店舗、タイピング・印刷店1店舗を開店し、シュエピター地区で理容美容店1店舗、洋裁店2店舗、タイピング・印刷店1店舗を開業した。また、開業前には会計管理や在庫管理を自助団体メンバーが自ら行えるよう指導し、開業後も当会職員が毎週モニタリングを行った。</p> <p>(c) <u>障害当事者への補助器具の供与</u></p> <p>障害者の障害の状態に応じ、車椅子51台、杖129本、松葉杖38セット、義足6足、装具3セット、歩行器5台、座位練習椅子11脚、立位練習台3脚、補聴器15個、ポータブルトイレ1つ、障害に合わせた机2台、椅子1脚、靴1足を供与した。また、補助器具が壊れた場合に備え、修理費の貯蓄を継続して行うよう委員会のメンバーとともに指導した。</p> <p>(ハ) <u>学齢期障害児童の就学促進</u></p> <p>(a) <u>学齢期障害児童支援</u></p> <p>当会職員が委員会メンバーとともに、通学支援対象の障害児108名の家庭や学校を訪問して、学習進度や家庭の経済状況についてモニタリングを実施し、問題が生じている場合には家族や学校双方と話し合い、解決策を講じた。また、授業についていけない障害児24名や障害のために通学ができない障害児22名を対象に、当会の教育専門職員が各家庭で週2回(2時間/回)の補習を実施した。</p> <p>(二) <u>啓発活動：地域における障害者理解の促進</u></p> <p>(a) <u>ワークショップ/イベントの開催</u></p> <p>ダラー地区、シュエピター地区の各地区で、地方行政担当者や地域住民を対象にした障害啓発ワークショップ(半日×13回)、学校関係者を対象にした特別教育研修(3日×2回)、障害者やその家族を対象にした作業療法的介護研修(2日×6回)を行った。また、障害者支援に取り組む人々をミャンマー全国から集めてミャンマー障害者地域活動会議を3日間開催し、障害者の雇用促進について協議したほか、重度障害児を対象とした動物園訪問などの社会見学(1日×4回)、12月3日の国際障害者の日を祝うイベント(1日×2回)を実施した。(添付書類④参照)</p>
(3) 達成された成果	(イ) より多様な障害者への職業訓練の提供

(a) 職業訓練校のバリアフリー化

バリアフリー化工事が完了した校内では、スロープや手すりが設置され、訓練生が安全かつ容易に移動できるようになった。また、校内が舗装され、外廊に屋根が設置された結果、雨季でも訓練生が雨に濡れずに移動できるようになった。特に車椅子利用者においてはバリアフリータイプのトイレの設置により移動時間が短縮され、トイレ介助の必要がなくなった。

(b) 職業訓練コースの強化

カリキュラムの改善により、訓練生がより社会のニーズにあった技術や実社会に必要なスキルを習得した結果、本事業期間中に卒業した訓練生 109 名の就労率は理容美容コース 83%、洋裁コース 82%、コンピューターコース 53%であり、特にコンピューターコースでは事業開始前の 22%に比べ、就労率が大幅に上昇した。また、店舗経営コースを修了した 11 名のうち、外部の理容美容学校に進学した 1 名を除いた 10 名の月収が、コース入学前の収入に比べ 1.6~4 倍に上昇した。

(ロ) 当事者団体による就労・就学促進活動

当会が提供したビジネススキル強化研修を通し、経営のスキルを身につけた 6 つの自助団体メンバーが小規模店舗を開業した結果、これら自助団体のメンバーが収入を得られるようになった。多くの店舗で利益が上がるようになってきており、収益の一部は委員会や自助団体の活動資金として貯蓄され、この資金を今後、さらなる小規模店舗開店や畜産などによる生計支援や就学支援に役立てる予定である。

(ハ) 学齢期障害児童の就学促進

地方行政教育担当者、学校関係者との協議や、障害児の家庭訪問により、当会が通学を支援する障害児 108 名のうち、80%以上は退学することなく通学を続けている。さらに、重度の障害や学齢期を過ぎたために通学できない障害児 22 名に対しては、当会の教育専門職員を障害児の自宅に派遣し、家庭で可能な学習の機会を設けている。これらの取り組みの結果、地域において学習の機会を得ている障害児の割合は事業開始前の 35%から 54%に上昇した。

(二) 啓発活動

政府関係者、各村の村長、地域住民を対象にしたワークショップを実施したことで、村長が自助団体の活動に積極的に関わったり、地域住民がイベントの準備を手伝ったりといった、地域社会で障害者を支えていく動きが見られるようになった。自助団体が運営する小規模店舗は多くの地域住民により利用されている。また、ダラー地区、シュエピター地区で開催した国際障害者の日イベントには計 610 名の障害者や地域住民が参加し、障害者を取り巻く社会問題についての講演や、ゲームやスポーツ競技による交流などを通して、障害に対する理解を深めた。

(4) 持続発展性	<p><u>職業訓練校の運営・維持管理</u></p> <p>職業訓練校は社会福祉・救済復興省 社会福祉局の敷地内にあるが、同局が運営する負傷兵及び退役軍人を対象とした職業訓練校の教員と障害者の指導法について情報共有を行ったり、同局の職員を年3回行われる卒業式に招待するなど、同局と連携しつつ、より主体的に職業訓練校の運営・維持管理を担えるように取り組んでいる。</p> <p>また、職業訓練校では、増改築によって設備が整った訓練校を訓練生や教員たちが長期に亘り自ら維持管理していく意識を高められるよう、校内や周辺の清掃をカリキュラムに組み込んでいる。店舗経営コースにおいては、ミャンマー経済の自由化に伴い、私企業からの制服などの受注も徐々に増えており、売り上げの一部を職業訓練校の運営費の一部にあてることを目指すとともに、様々な業種の人々とのつながりを作ることで訓練校の支援者拡大に努める。さらに、訓練校の卒業生が定期的に当校を訪れており、訓練生に技術指導を行い、自らの就労経験を共有することにより、卒業生による訓練生の就労支援体制も確立させていく。</p> <p><u>地域における就労・就学支援と啓発活動</u></p> <p>自助団体の活動においては、引き続き、日本 NGO 連携無償資金協力により当会が実施する「ヤンゴン管区における障害者のための就労・就学促進事業」(第2期)において、当会が提供したビジネススキル強化研修や障害に関するワークショップを受講したメンバーが、新たに創設される自助団体に対して同様の研修やワークショップを実施できるように指導していくことで、自助団体が主体となって活動を広げていける仕組みを作る。</p> <p>また、就学支援においては、上述次期事業を通してより多くの障害児を学校が受け入れるよう、当会職員が地方行政教育担当者や学校関係者と継続的に協議を重ねるとともに、自助団体の経営する店舗の収益の一部を就学支援にあてるなど、障害児の学資支援を視野に入れながら活動していく。</p>
-----------	--

3. 事業管理体制、その他	
(1) 特記事項	特になし。

完了報告書記載日：2013年5月31日
 団体代表者名：
 特定非営利活動法人 難民を助ける会
 理事長 長(志邨)有紀枝 (印)

【添付書類】

- ① 事業内容、事業の効果に関する写真
- ② 日本 NGO 連携無償資金収支表 (様式 4-a)
- ③ 外部監査報告書 (提出予定日：2013年6月25日)
- ④ 障害当事者自助団体ビジネススキル強化研修とワークショップ